

2024年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

XはYに対して履行期が到来した500万円の貸金債権を有するとして、Yを被告として500万円の貸金返還請求訴訟を提起することを検討している。

この設例につき、次の設問に解答しなさい（各設問は独立したものとして解答しなさい。）。

[設問]

- 1 Yは、現在無資力であり、Xが貸金返還請求訴訟で勝訴しても、その勝訴判決で強制執行して、貸金を回収する見込みはない。この事情から、Xの予定している訴えの利益が否定されることになるか否かを説明しなさい。
- 2 XがYを被告として500万円の貸金返還請求訴訟で勝訴し、この判決は確定した（以下「前訴判決」という）。それにもかかわらず、Yは債務の弁済をしようとしなない。そこで、Xは再びYを被告として500万円の貸金返還請求訴訟を提起した（以下「後訴」という）。後訴を審理している裁判所は、後訴の審理において前訴判決の存在をどのように考慮すべきかを説明しなさい。

[刑事訴訟法]

捜査機関の違法な取調べにより得られた自白の証拠能力につき、①自白法則の意義、②自白法則の実質的根拠、③自白法則と違法収集証拠排除法則との関係、に言及しつつ、論述しなさい。論述に当たっては、関係する憲法及び刑事訴訟法の規定に言及し、かつ、下記の〔 〕内の用語をすべて使用すること。

〔自白法則、虚偽排除説、人権擁護説、任意性説、併用説、違法排除説、違法収集証拠排除法則、二元説（総合説）〕